

アスベスト(特別管理産業廃棄物)の不法投棄について

平成21年12月11日
千葉県環境生活部廃棄物指導課
(043-223-2684)

平成21年12月2日(水)、鎌ヶ谷市から東葛飾県民センターへ、市内においてアスベストの含有が疑われる不法投棄が行われたとの通報があり、12月4日(金)に県で試料採取を実施し検査を行っていたところ、本日、飛散性のアスベスト(特別管理産業廃棄物)が含まれる物であることが判明した。

なお、投棄物については、試料採取当日、現場から撤去し、現在、鎌ヶ谷市の旧クリーンセンター内に保管している。

また、県では鎌ヶ谷市や警察と連携して、投棄箇所周辺の監視パトロールを強化している。

記

1 投棄場所 鎌ヶ谷市佐津間地先

- 2 経 緯
- ・12月2日 住民の方が発見し、鎌ヶ谷警察に通報
 - ・ 〃 鎌ヶ谷警察署及び鎌ヶ谷市が現地確認
 - ・ 〃 東葛飾県民センターが鎌ヶ谷市からの通報を受理
 - ・12月3日 東葛飾県民センターが現地確認
 - ・12月4日 投棄物の試料採取
 - ・ 〃 鎌ヶ谷市の旧クリーンセンター内に移動、保管
 - ・12月11日 検査結果から飛散性アスベストであることが判明

3 投棄物の性状等

パレットに積まれブルーシート等に包まれ(畳1畳くらい、高さ約50センチ)、ごみ袋(約30袋)に入れられていた。

4 飛散等の可能性

投棄物の梱包が厳重であり、かつ、綿状のものが湿り気を帯びていたことから、飛散の可能性はないものと判断している。

5 県からのお願い

- 類似の投棄物を発見した方は、産廃110番(043-223-3801)にご連絡ください。また、吸引する恐れがあることから、むやみに梱包を解いたりしないでください。
- 健康被害が心配な方は、最寄りの保健所等でご相談ください。

<アスベストの健康被害>

アスベストが原因で起こる健康被害としては、石綿肺、中皮腫、肺がん等の呼吸器系の疾患があり、これは、飛び散ったアスベストを吸い込んだ場合に発病の原因となるとされている。また、吸い込んでから発病するまでに長い潜伏期間を経て健康被害が出てくることが特徴とされている。(例:肺がんの潜伏期間、15~40年)

<特別管理産業廃棄物>

廃棄物処理法第2条第5項により、「産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの」とされ、廃石綿については、政令では特定有害産業廃棄物に分類されている。